

医療証について

医療費の負担軽減のため、
次の医療証を交付しています

身 「重度心身障がい(児)者医療」の医療証

▼対象となる方

次の2つの条件のどちらにも該当する方。
▼下記※1により算出した市町村民税所得割相当の額が、23万5000円未満の方。
▼次のいずれかに当てはまる方。

- ① 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方。
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方。
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている方。
- ④ 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給権者。
- ⑤ 精神障がい者で、恩給法の特別項症または第1項症の増加恩給、その他公的年金各法の障害等級1級障害年金の受給権者。
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級程度の方及び別表第1程度で20歳以上の方。

▼申請に必要なもの

保険証・印鑑・対象となることが確認できるもの(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他公的年金)・恩給証書・特別児童扶養手当証書など)
※前年または前々年の所得額、所得税額の方が必要になる場合があります。

親 「ひとり親家庭等医療」の医療証

▼対象となる方

次の条件に該当する方。

▽親の条件

18歳以下の児童を扶養している方で、前年の所得に対して下記※1により算出した所得相当の額が0円となる方のうち、次のどちらかに当てはまる方。

- ① 配偶者のない方。
- ② 配偶者が、重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方。

▽子の条件

次のどちらかに当てはまる方。
① 18歳以下で前述の親に扶養されている方。

② 18歳以下で父母のいない方(養育している方の前年の所得に対して下記※1により算出した所得税相当の額が0円となる場合)。
※子が条件②に該当する場合は、養育者の方は対象になりません。

▼申請に必要なもの

対象となる方の保険証・印鑑
※就労していることがわかるもの、前年または前々年の所得額、所得税額の方が必要になる場合があります。

※1 税制改正により扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。医療証の所得の判定にはこの影響が及ばないようにするため、扶養控除廃止前の計算により所得相当額を算出し、判定します。

子 「子育て支援医療」(しらたか元気っ子事業)の医療証

▼対象となる方

白鷹町にお住まいの0歳から中学3年生までのお子さん

▼申請に必要なもの

お子さんの保険証・印鑑

忘れていませんか？

平成25年9月末までに医療機関にかかれたお子さんの医療費を助成しています。受診した翌月から1年を経過すると申請できませんので、ご注意ください。

▼申請に必要なもの

お子さんの保険証・医療費の領収書・印鑑・保護者の方の口座番号がわかるもの・申請書(町民課国保医療係に備えてあります)



※7月1日から子育て支援医療制度が拡充になります。それに伴い医療証の差し替えが必要になる場合があります。対象となる方には6月下旬にご案内と医療証を送付しますが、これまで同様に医療機関でのお支払いは不要です。ただし、保険適用外医療費は除きます。

身 親の医療証の更新

現在の身・親医療証は平成26年6月30日が有効期限です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限を確認のうえ、手続きを行ってください。

▼更新の時期

6月23日(月)～30日(月)
なお、新規の申請は随時受け付けています。

■医療証・医療費助成の申請窓口 役場1階 2番受付

■問い合わせ

町民課国保医療係
☎8516130